

平成20年5月30日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
6月2日より株式会社八十二銀行において

プレミアステップ

を販売開始

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

第一フロンティア生命保険株式会社（社長：高野 茂徳、以下「第一フロンティア生命」）は、平成20年6月2日より株式会社八十二銀行（頭取：山浦 愛幸）にて、**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険「プレミアステップ」**の販売を開始いたします。また、今後、本商品の取扱金融機関の拡大を図っていく予定です。

第一フロンティア生命の第二弾商品となる「プレミアステップ」は、年金原資額と死亡給付金額が最低受取保証される確かな安心に、その最低受取保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。

本商品の年金原資と死亡給付金の最低受取保証額は、基本保険金額（一時払保険料）の100%からスタートし、運用実績に応じてステップアップ（100%→110%→120%→130%[上限]）します。ステップアップした最低受取保証額は下がることはありません。

また、本商品のファンド（特別勘定）は、世界の8資産に投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。なお、本ファンドは新興国の株式・債券を含むバランスファンドです（※）。

さらに、お客さまの契約初期費用のご負担がありませんので（※）、一時払保険料の全額をファンドで運用できます。

（※）いずれも、年金原資の最低受取保証額がステップアップする変額年金保険では業界初となります。

（平成20年5月現在、第一フロンティア生命調べ）

第一フロンティア生命は、第一生命保険相互会社（社長：斎藤 勝利、以下「第一生命」）の全額出資により、国内初の「生命保険会社全額出資による生命保険子会社」として平成19年10月より販売を開始いたしました。銀行・証券会社等を通じた貯蓄性保険等の販売事業（窓販事業）向けに商品供給を行う、新しい生命保険会社です。

第一フロンティア生命は、第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

1. 最低受取保証額がステップアップします。

- 年金原資額と死亡給付金額には最低受取保証があります。最低受取保証額は、基本保険金額（＝一時払保険料）の100%の金額でスタートし、契約日から1年経過以後より毎日運用実績を判定し、その実績に応じて110%・120%・130%の金額にステップアップします。ステップアップした最低受取保証額は、以後下がることはありません。

※年金原資額が最低受取保証されるためには、運用期間満了までご契約を継続していただく必要があります。

※運用期間中に解約された場合等、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

※最低受取保証額は、運用期間中に運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。

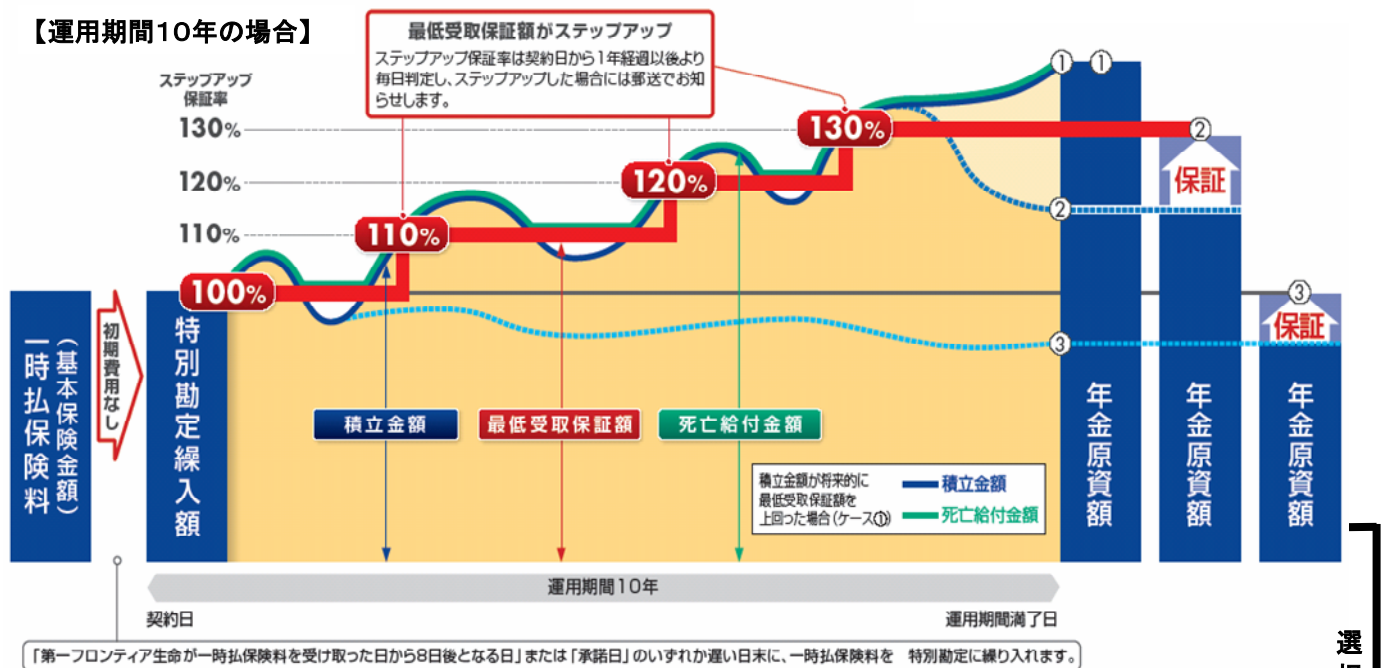
- 運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、最低受取保証額（運用実績に応じて、基本保険金額の100%・110%・120%・130%のいずれか）に、運用期間に応じて、基本保険金額の1%～10%（最大）を加えた金額になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい額となります。

※年金原資保証金額＝最低受取保証額＋基本保険金額×運用期間に応じた下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

- 運用期間中に被保険者が死亡された場合、積立金額と最低受取保証額のいずれか大きい額を死亡給付金受取人にお支払いします。

【運用期間10年の場合】



運用期間満了時の年金原資額

【ケース①】積立金額が最低受取保証額を上回った場合

⇒ 積立金額

【ケース②】最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合

⇒ ステップアップ後の最低受取保証額

【ケース③】最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合

⇒ 基本保険金額（＝一時払保険料）

年金受取

一括受取

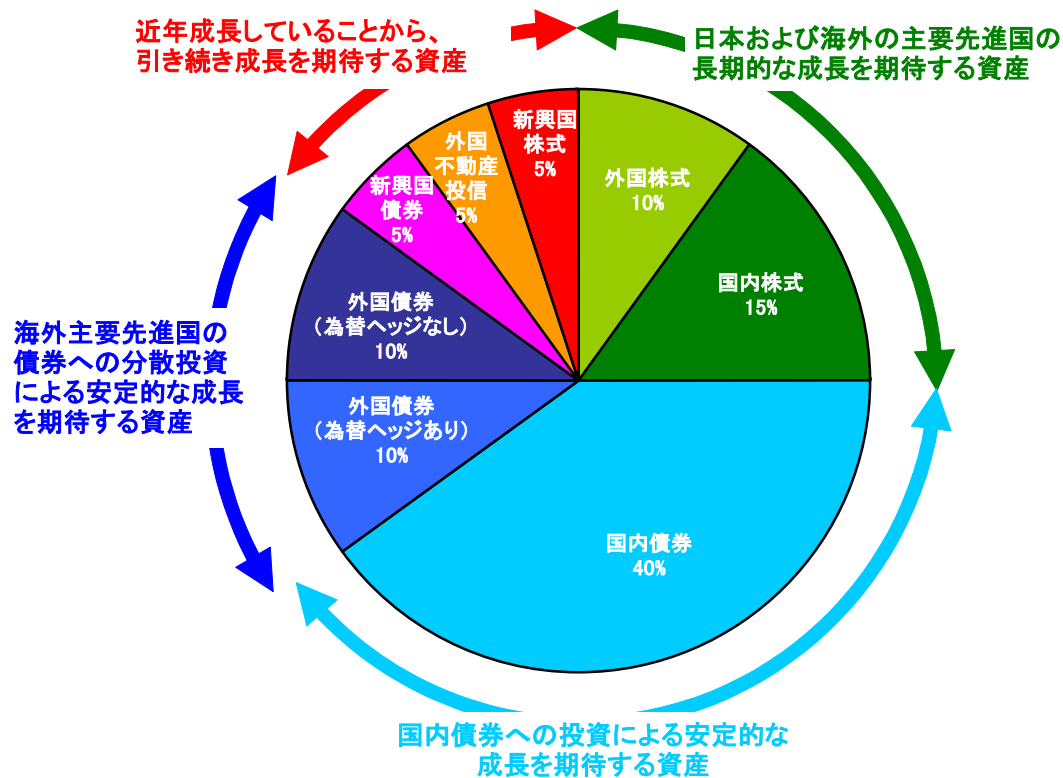
運用期間満了時の年金原資額が受け取れます

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

2. 世界の8資産に分散投資します。

- 近年成長している新興国の株式・債券等を含めた世界の8資産に投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。
- 契約初期費用の負担がなく、保険料の全額を特別勘定で運用できます。

ファンド（特別勘定）名称：世界8資産バランス型



主なお取り扱いについて

一時払保険料	200 万円以上 5 億円以下（1 万円単位）
契約年齢	0 歳～75 歳（ご契約日における被保険者の満年齢） ※八十二銀行における原則のお取り扱い基準です。他の金融機関におきましては異なるお取り扱いと なることがあります。
運用期間	10 年～20 年から選択
年金種類	・ 確定年金（3～7 年・10 年・15 年・20 年・25 年・30 年・35 年・40 年） ・ 死亡時保証金額付終身年金 ・ 10 年保証期間付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一時に受取ることができる制度（年金原資 額の一時支払）もあります。
選択	健康状態や職業に関する告知は不要です。
付加できる特約	・ 運用期間中年金支払移行特約 ・ 死亡給付金の年金払特約
諸費用	本商品にかかる費用は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。 （ただし、一定期間内の解約時には別途「解約控除」がかかります。） ＜ご契約時＞ ・ ご負担いただく費用はありません。 ＜運用期間中＞ ・ 保険契約関係費：ファンド（特別勘定）の資産総額に対して、年率 2.73% ・ 資産運用関係費：信託報酬は投資信託の資産総額に対して、年率 0.2625% （税込） ＜ご解約時＞ ・ 基本保険金額に経過年数別の解約控除率（7.0%を上限）を乗じた金額 ＜年金受取期間中＞ ・ 保険契約関係費：受取年金額に対して 1.0%

＊この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【主な運用リスク】

この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。